

京都市告示第22号

京都芸術センター条例第13号の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都芸術センターの管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都市 芸術文化協会	京都市中京区室町 通蛸薬師下る山伏 山町546番地の 2	1 京都芸術センター条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定による特別の設備の設置許可に関する事 2 条例第10条の規定による原状回復の検査に関する事 3 京都芸術センター（以下「センター」という。）の施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事 4 前各号に掲げるもののほか、センターの管理等に関し、市長が必要と認める事項

(文化市民局文化部文化課)